

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

### 奈良県人事委員会規則第二十号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年十二月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中第十二号を第十三号とし、第一号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条に規定する感染症及び検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二条に規定する検疫感染症をいう。）のまん延の防止等のために必要な場合として人事委員会が定める場合 その都度必要と認められる期間

### 附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。